

件名

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第七十条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、国際統一基準金庫については総自己資本の額（第十九条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）、国内基準金庫については自己資本の額（第二条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいう、第十一条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいう。）にそれぞれ十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。 一 我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受け	（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第七十条 「同上」 「2・3 同上」 「項を加える。」

るものであること。

二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。

イ 規則第七十条第十一項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ロ 規則第七十条第十一項本文に規定する事業再生会社（同項本文又は同条第十二項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ハ 規則第六十九条の二第一項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社又は規則第七十条第十一項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。以下この条、第七十条の四の三、第七十八条の三及び第七十八条の四の三において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。以下この条、第七十条の四の三、第七十八条の三及び第七十八条の四の三において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第

二十五条第七項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第四項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。以下この条及び第百七十八条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。以下この条及び第百七十八条の三において同じ。）及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のもに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百六十五条 第七十条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用金庫が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有する

ものをいう。)に対するエクスポージャー(第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。)」とあるのは、「株式等エクスポージャー(第六十六条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。)」と読み替えるものとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)

第七十八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセント(第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、第六十五条において準用する第七十条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。)のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

「2・3 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

と読み替えるものとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)

第七十八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセント(第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント)のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

「2・3 同上」